

徳島市監査委員告示第9号

平成25年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長等から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成26年2月28日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工藤	誠	介
同	岡南		均
同	吉本	八	恵

徳市病発第127号  
平成26年2月14日

徳島市監査委員 殿

徳島市病院事業管理者 露 口 勝

平成25年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成26年1月30日報告分）に基づく措置状況

病院局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 支出・契約事務 契約書において、収入印紙が貼付されていないものがあった。	当該契約書については、直ちに収入印紙の添付を実施しました。今後は、印紙税法に基づき、適正に処理を行います。
2 財産管理事務 行政財産の目的外使用許可において、決裁書に許可理由の記載がないものがあった。	徳島市病院局公有財産規程に基づき、許可理由を起案書に記載する等、適正に処理を行います。